

長野県松本美須ヶ丘高等学校 運動部活動方針

2019年5月

目標	<p>○スポーツに興味関心を持つ同好の仲間と、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する場とする。</p> <p>○スポーツマンシップをもとに、自主的な活動をとおり、問題を解決する能力や自らを律しつつ、他人を認め協調連帯する心を養う。</p> <p>○体力の向上と健康の増進に励む。</p>
運営方針	<p>生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を運営の基本とし、成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の活動方針を定める。</p> <p>1. 休養日の設定</p> <p>学期中は原則として、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を原則として休養日とする。（ただし競技の特性による集中的な活動や大会前の集中練習期間の設定はありうる。）競技特性による活動や集中練習期間、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日の設定を年度の中で計画的に行い、週末や休日に振り替える。</p> <p>2. 長期休業中の休養日</p> <p>長期休業中の休養日の設定は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p> <p>3. 活動時間</p> <p>1日の活動時間は、平日及び学校の休業日（学期中の週末を含む。）とともに、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会や練習試合等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。</p> <p>*放課 16時10分以降 18時までとする。延長は最大 19時とし「延長届」を出す。</p> <p>*定期考査一週間前は原則として活動を禁止する。</p> <p>*時間外の活動については職員会の承認を経て、保護者の同意をとる。</p> <p>4. 大会等への参加方針</p> <p>長野県高等学校体育連盟、長野県高等学校野球連盟が主催、共催する大会、及び本活動方針の趣旨に則り精査した大会に参加を認める。</p> <p>5. 顧問会等、部活動運営に係る協議の場の設定</p> <p>「クラブ活動運営委員会」を組織し、施設予算及び本活動方針の見直し等の協議にあたる。委員長は必要に応じてクラブ顧問会を招集し協議する。</p>
指導体制の工夫	<p>運動部活動の指導は正顧問副顧問の複数で当たり、勤務時間や引率等負担が過度にならないよう分担する計画を立てる。</p>
その他	<p>運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該運動部の生徒・保護者へ情報提供を行う。</p>